

申請等の郵送による受付について

茨木市都市整備部審査指導課 監察係

郵送による申請等の受付については以下のとおりです。

○郵送による申請等が可能な手続き

- ・建設リサイクル法の規定に基づく届出等
- ・建築基準法第12条の規定による定期報告に係る改善計画・改善完了報告等
- ・大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく特定設備における事故届出等

○郵送先

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 都市整備部 審査指導課 監察係宛

TEL：072-622-8121（代表）

072-620-1661（直通）

FAX：072-620-1730

メールアドレス：shinsashido@city.ibaraki.lg.jp

○注意事項

（建設リサイクル法の規定に基づく届出等について）

- ・受付日は書類の到着日となりますので、工事着手の7日前までに書類が到着するように、余裕をもって発送してください。

（共通事項）

- ・郵送等に係る費用はすべて申請等をされる方の負担となります。
- ・副本等の返却についても郵送で行えますが、その場合は必ず宛名を記入し、必要な金額分の郵便切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・郵送事故に関して本市は責任を負いません。受取の方法については事前にご相談ください。
- ・不足書類や訂正等に関する連絡は電話等で行います。平日の日中に連絡が取れる電話番号をお知らせください。